

## 帯広市地域自立支援協議会「権利擁護部会」設置取扱基準

帯広市地域自立支援協議会会議及び部会設置運営基準第3項第5号に規定する権利擁護部会(以下「部会」という。)の設置について、次のとおり取扱基準を定める。

## 1 目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を担い、帯広市の行政区域において、関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に実施するとともに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条の規定に基づき、関係する行政機関、民間団体等との連携協力体制を築き、本市における障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等を適切に実施することを目的とする。

## 2 取組事項

(1) 部会は、次に掲げる事項について取り組む。

- ア 複数の機関等によって、紛争の防止や解決を図るべき事案の対応
- イ 複数又は単独の構成機関等が対応した相談事例の共有
- ウ 障害者差別に関する相談体制の整備
- エ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析・検討
- オ 障害特性の理解及び障害者虐待防止に関する研修・啓発、取組の周知・発信
- カ 障害者虐待防止に関する各機関及び団体の現状や課題等に関する情報交換、協議及び検討
- キ 障害者虐待の予防対策、早期発見、早期対応及び支援に関する情報交換、協議及び検討
- ク その他目的を達成するために必要な事項に関する協議、検討及び情報交換

(2) 障害者差別解消支援地域協議会の機能については、一般私人による事案は対象外とし、環境整備に関する相談や、制度等の運用に関する相談等について取扱うこととし、その改善に向けた検討、方向づけ等を行い、解決に向けて関係機関等につなげていく。

## 3 組織

部会は、別表に掲げる機関・団体の長又はその長が指定する者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

## 4 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、部会長は帯広市市民福祉部福祉支援室長とする。
- (2) 部会長に事故ある時は、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

## 5 会議

部会には、代表者会議及び実務者会議を置き、会議は部会長が招集する。また、部会長は、議事の内容により、構成員以外の関係機関、団体に所属する者を出席させることができる。

## (1) 代表者会議

代表者会議は、全構成員の参集により年1回以上開催し、障害者差別の解消や障害者虐待の防止等に関する情報交換を行うほか、機関・団体等における相談事例や次号の実務者会議における事案の共有等を行う。

## (2) 実務者会議

実務者会議は、複数の機関・団体等により解決する必要のある事案が発生した場合又は構成

員から課題解決などのため、会議の開催を求められた場合に開催することとする。

## 6 障害者差別解消に関する相談体制の整備

- (1) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談に的確に対応するための相談窓口を帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）並びに基幹相談支援センター（以下「支援センター」という。）に設置する。
- (2) 相談等を受ける場合は、当該障害者の性別、年齢及び状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- (3) 第1号の相談窓口に寄せられた相談等は、相談窓口において集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ構成員間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

## 7 事務局

- (1) 部会の運営に必要な事務を処理するため、障害福祉課並びに支援センター内に事務局を置き、支援センターは障害福祉課と協議、連携して事務の処理に当たる。
- (2) 事務局は、相談事案に関する取扱いについて検討を行うとともに、事案ごとに開催する実務者会議の構成員を指名することができる。

## 8 守秘義務

構成員及び会議に出席した関係者等は、正当な理由がある場合を除き、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員及び関係者等でなくなった場合も同様とする。

## 9 その他

この基準に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月18日から施行する。  
(帯広市地域自立支援協議会「差別解消部会」設置取扱基準の廃止)
- 2 帯広市地域自立支援協議会「差別解消部会」設置取扱基準は、廃止する。

### 附 則

(施行期日)

この基準は、令和7年5月13日から施行する。

別表

分類	機関・団体名	備考	
関係機関・団体	当事者	帯広身体障害者福祉協会	
		帯広市手をつなぐ育成会	
		北海道精神障害者家族連合会	
		北海道難病連十勝支部	
	福祉等	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	
		帯広市社会福祉協議会	
		十勝知的障がい施設協議会	
		十勝障がい者総合相談支援センター	基幹相談支援センター
		十勝障がい者就業・生活支援センターだいち	
		相談支援事業所 つつじ	障害者相談支援事業所
		相談支援センター けいせい会	
		相談支援事業所 帯広はちす園	
		相談支援事業所 向日葵	
		障害者支援施設 帯広はちす園	障害者支援施設（入所）
	障害者支援施設 光り園		
	十勝障害者サポートネット	障害福祉サービス事業所	
	ほっと・ぷらっと	地域活動支援センター	
	医療・保健	帯広市医師会	
		十勝歯科医師会	
	事業者	帯広商工会議所	
北海道中小企業家同友会とかち支部			
北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）			
帯広市ハイヤー協同組合			
十勝地区バス協会			
法曹等	釧路弁護士会		
	帯広人権擁護委員協議会		
行政	国	帯広公共職業安定所（ハローワーク帯広）	
		帯広労働基準監督署	
		釧路地方法務局帯広支局	
	北海道	北海道十勝総合振興局保健環境部社会福祉課	
		帯広警察署生活安全課	
	一部事務組合	とかち広域消防局	

	帯広市	市民福祉部	地域福祉課・障害福祉課・市民活動課・生活支援第1課・生活支援第2課・介護高齢福祉課・こども課・子育て支援課
		経済部	商業労働課
		都市環境部	都市政策課
		学校教育部	企画総務課・学校教育指導課
		生涯学習部	生涯学習文化課